

府中市市民協働の推進に関する基本方針（仮称） （骨子）

骨子作成に係るコンセプト

- ・ 現行の指針の良さを生かしつつ、「役割分担」の視点を加える。
- ・ 府中市の協働ルールについて、網羅的・一般的にフォローする。
- ・ 職員及び市民に分かりやすい表現とする。
- ・ 地域特性を考慮し、「府中市らしい」内容とする。

はじめに

- ・第6次府中市総合計画
- ・社会環境の変化
- ・協働の重要性

などを踏まえ、現指針を見直し、新たな方針の策定が必要になったことなど
（前文としての文章）

方針策定の経緯

■第6次府中市総合計画（平成26年度～平成33年度）における位置付け

○基本理念

「市民が主役のまち」「絆で結ばれたまち」「誇りと愛着の持てるまち」「安全安心なまち」

○都市像

「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市をめざして」

→「この都市像を実現するために、次のとおり基本目標を定め、市民と市が協働でまちづくりを展開」

○基本目標

- ・人と人が支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）
- ・安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）
- ・人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）
- ・人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

■府中市における協働の取組

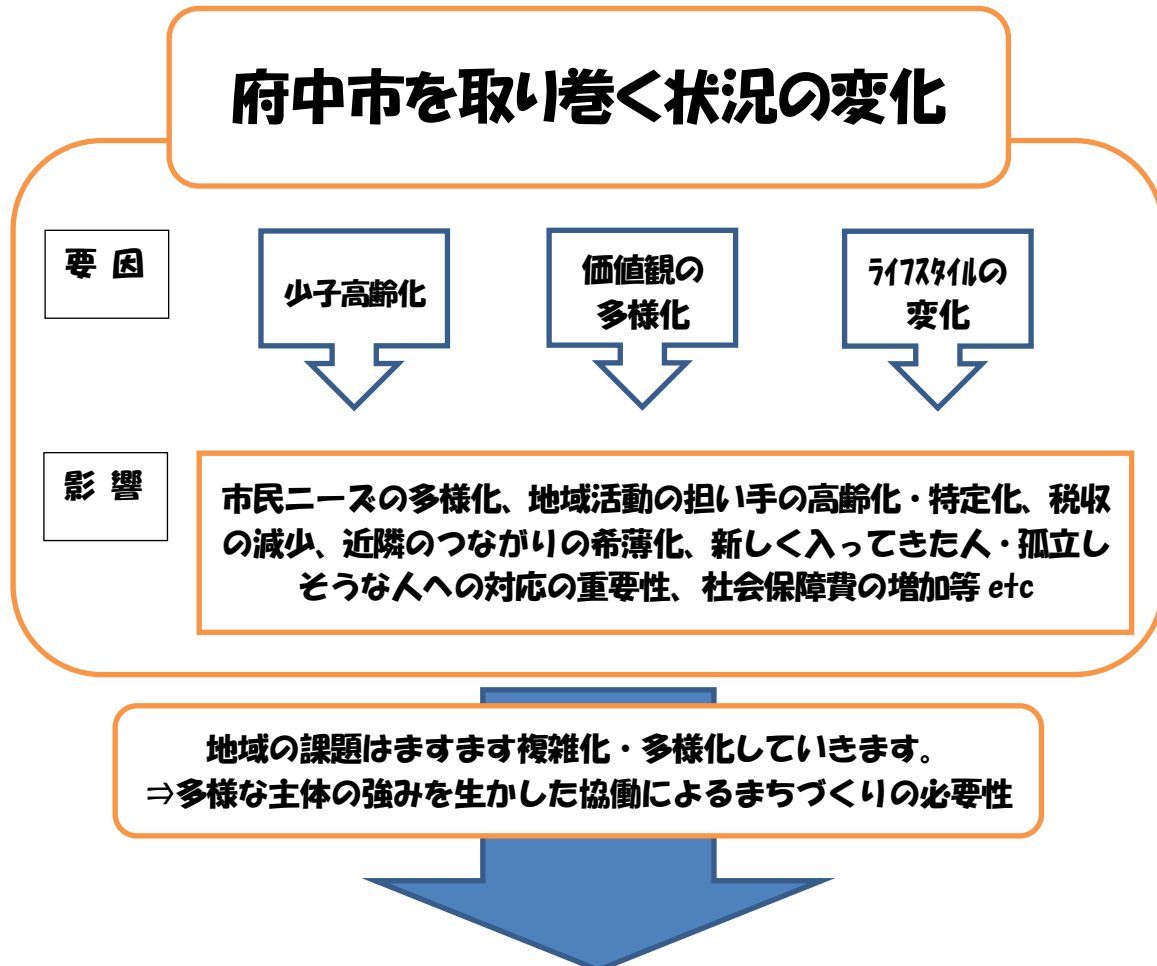
時期	協働に関する取組み
平成14年8月	「府中市NPO・ボランティア活動センター」開設
平成15年8月	「府中市NPO・ボランティア活動の推進に関する指針」策定
平成17年1月	「NPOとの協働推進マニュアル～職員用～」作成

- ・協働により行われた実例を簡単に紹介（具体的な内容は別途、「事例集」として掲載）

→上記を踏まえ、協働によるまちづくりを一層推進していくため、府中市市民協働の推進に関する基本方針（仮称）を策定

I 協働の必要性 ～よりよいまちづくりのために、今、改めて市民との協働が必要です～

＜協働の必要性＞



近年の社会情勢の変化に伴い、これからのまちづくりは、行政だけでは地域の課題に対応することが難しくなっています。

府中市においても、より住みやすいまちにしていくためには、市民、自治会や各文化センター圏域のコミュニティ協議会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者など、地域で生活する全ての人々と府中市が、今まで以上に連携を深めながら、まちづくりに取り組んでいくことが求められています。

特に府中市には、国立大学や競馬場、競艇場があること、大企業を多く有すること、自治会加入率が高いこと、地域固有のまつり等のイベントが多いなどの特徴があり、地域の賑わいの創出はもちろん、いざというときの防災・防犯機能づくり等にも役立つ、人と人とのつながりを意識したネットワークをつくることで、地域づくり、まちづくりにつなげていける「土壌」があります。

このような土壌を生かし、それぞれの役割分担のもと、対等な立場で協力し合う「市民と行政との協働によるまちづくり」を進めていくことが、今、改めて必要となっています。

<協働による効果>

多層で多様な協働の主体が、互いの特性を生かしあいながら協働することによって、次のような効果が期待できます。

市民にとっての効果

- ・協働事業に取り組むことによる地域・行政に対する関心の高まり、自治意識の高揚
- ・地域活動への参加、生きがいづくりや自己実現の機会の拡大
- ・地域課題解決に向けた地域力の向上
- ・外から来た人、孤立しそうな人なども、つながりを持てる
- ・支え合いの中での生き生きとした暮らしの実現

各活動団体等にとっての効果

- ・各活動団体の認知度向上による活動の場、事業展開の場の機会の増大
- ・各活動団体の特性を生かすことによる、各活動目標の効果的な達成
- ・協働事業をきっかけとした各活動団体同士のネットワークの形成

市にとっての効果

- ・行政の事業や仕事の進め方を見直す機会
- ・多様化・複雑化する行政ニーズへの効果的な対応
- ・各協働の主体の特性が生かされた価値の高い公益サービスの提供

II 府中市らしい協働

II-1 協働の基本的な考え方

協働の定義

多層で多様な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ意見を交換し、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、地域の課題や社会的な課題の解決に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること。

協働の基本6原則

協働の効果を高めていくためには、市民、各活動団体等及び市が、府中市における協働の考え方について共通の認識を持ち、遵守する必要があります。

① 目的共有の原則

市民、各活動団体等及び市は、地域の課題や社会的な課題の解決に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解・認識する必要があります。

② 対等の原則

市民、各活動団体等及び市は、対等な協力関係にあるとの認識のもと、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組むことが求められます。

③ 相互理解の原則

市民、各活動団体等及び市は、対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築く必要があります。

④ 自主性尊重・自立化の原則

市は、市民や各活動団体等有する様々な特性や長所を生かせるよう、その自主性を尊重するとともに、市民や各活動主体が自立し、成長できる方向で取組を進める必要があります。

⑤ 評価の原則

市民、各活動団体等及び市は、協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証する必要があります。

⑥ 情報公開の原則

市民、各活動団体等及び市は、透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開する必要があります。

協働の主体

- ① 市民（市内に住み、働き、学び、活動する全ての者）
（男性・女性、子どもも、若者も、高齢者も、障害者も、住んでいる人も、働いている人も、昔からいる人も、新しく住む人も含まれる）
- ② 各活動団体等
 - ・自治会、町内会、管理組合、自治会連合会等
 - ・コミュニティ協議会
 - ・NPO法人
 - ・任意団体（ボランティア団体、社会教育関係団体等）
 - ・教育機関
 - ・事業者（企業、商店街、商工会議所、農業者）
 - ・その他団体（公益法人・公益団体、共益団体、学術専門団体等）
- ③ 市

協働の形態

- ① 共催…事業やイベント等、お互いの役割分担と責任を明確にしたうえで、それぞれの活動主体（含む行政）がともに主催者となって行う形態です。
- ② 実行委員会・協議会…個々の構成員のもつノウハウやそれぞれの活動主体のネットワーク等を生かし、それぞれの活動主体を行政で構成された実行委員会や協議会が主催者となって行う形態です。
- ③ 事業協力…それぞれの活動主体（含む行政）が主催者となる事業において、双方が資金・人材・物資・場所等を提供し、協力して事業を行う形態です。
- ④ 委託…それぞれの活動主体がもっている特性（地域性、専門性、迅速性等）を生かすことを目的に行政が実施している事業を委託する形態です。
- ⑤ 後援・協賛…それぞれの活動主体（含む行政）が行う公益性や先駆性のある事業に対して主催主体を支援する形態です。
- ⑥ 補助…それぞれの活動主体が行う公益性の高い事業に対して行政が資金面で協力する形態です。
- ⑦ 附属機関・類似機関等への参画…市民やそれぞれの活動主体を代表して、市の審議会や協議会等に参画する形態です。

II-2 協働のまちづくりの役割分担

市民の役割

「自分たちでできることを、自分たちでやってみよう」というまちづくりの主役としての自覚のもと、地域活動等に積極的に参加し、主体的にまちづくりにかかわり、自らの暮らしをより良いものとするよう努めます。

各活動団体等の役割

自治会、コミュニティ協議会、…地域の課題を住民同士が助け合い、解決していきな
自治会連合会等 　　と、住民による自治の充実に向けた基盤的な役割を果たすよう努めます。

NPO 法人、任意団体等…自らの活動が果たす社会的意義を自覚し、自己責任のもとで市民協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるとともに、広く市民に対し、その活動内容等を周知し、参加の機会を提供するよう努めます。

教育機関、事業者…地域社会を構成する一員として、市民協働によるまちづくり
その他団体等 　　に関する理解を深め、地域社会に貢献するよう努めます。

市の役割

市民や各活動団体等と連携し、効率的・効果的な行政運営に努めるのはもちろん、組織間の連携強化を図り、個々の市民や市民活動団体等では解決できない課題の解決に努めます。

また、市民との協働によるまちづくりに関する共通のルールや制度、環境等の整備等に取り組み、地域活動や市民協働について積極的に情報提供し、意識の高揚を図ります。

Ⅱ-3 府中市の特性を生かした協働

自治会、コミュニティ協議会、自治会連合会等との協働

自治会や町内会は、今まで地域社会において様々な問題に対処したり、近隣の人同士の親睦を深め、地域づくりに寄与してきました。特に府中市では、各文化センター圏域に組織されたコミュニティ協議会や自治会同士をつなぐ自治会連合会が果たしてきた役割は大きく、今後も府中市との協働のパートナーとして欠かせない存在です。

特に近年、地域社会との密接な関係があるものとして、防犯・防災、地域福祉、ごみの減量化などに対する地域課題が増えているため、自治会・町内会等やコミュニティ協議会、自治会連合会といった地域組織との協働は不可欠です。

NPO 法人、任意団体等との協働

市民活動として一定のテーマを持って活動する NPO 法人、ボランティア団体等は、社会の変化による新たな課題に対して、独創性・先駆性、専門性、柔軟性・機動性をもって対応できるため、きめ細やかなサービスを提供できます。近年、ますます複雑・多様化する地域課題を迅速に解決するためには、これら NPO 法人、任意団体等との協働は不可欠です。

教育機関、事業者、その他団体等との協働

府中市内には、規模の大きな民間企業や国立大学があるほか、商工会議所や商店街、さらには農業者など、様々な活動を展開しています。

これらの主体は、近年、地域社会における市民としてその役割と責任を果たすべく、経営資源やスポーツチーム、専門的知識の活用などを通じ、地域貢献に力を入れるようになってきています。

社会貢献活動や公益的活動は、社会的信用を高め、また、公共の担い手としての役割も拡大させつつあることから、このような活動を行う教育機関や事業者等との協働を積極的に進める必要があります。

多様な主体間の協働

取り組む課題や地域の特性によって、各活動団体と行政との協働だけでなく、各活動団体同士の協働、例えば NPO 法人や事業者、また、NPO 法人と大学等教育機関や事業者など、多様な主体による協働の取組がますます重要になります。

Ⅱ-4 協働にふさわしい領域①

協働に適していると考えられる事業の領域

- ① きめ細やかで柔軟な対応が求められる事業など
- ② 専門性・先駆性が求められる事業など
- ③ 広く市民が参加することが求められる事業など
- ④ 地域の実情に合わせて実施することが必要な事業など

① 市民のニーズ(解決すべき地域課題)はあるか

② 協働により地域課題を解決することについて効果が見込めるか

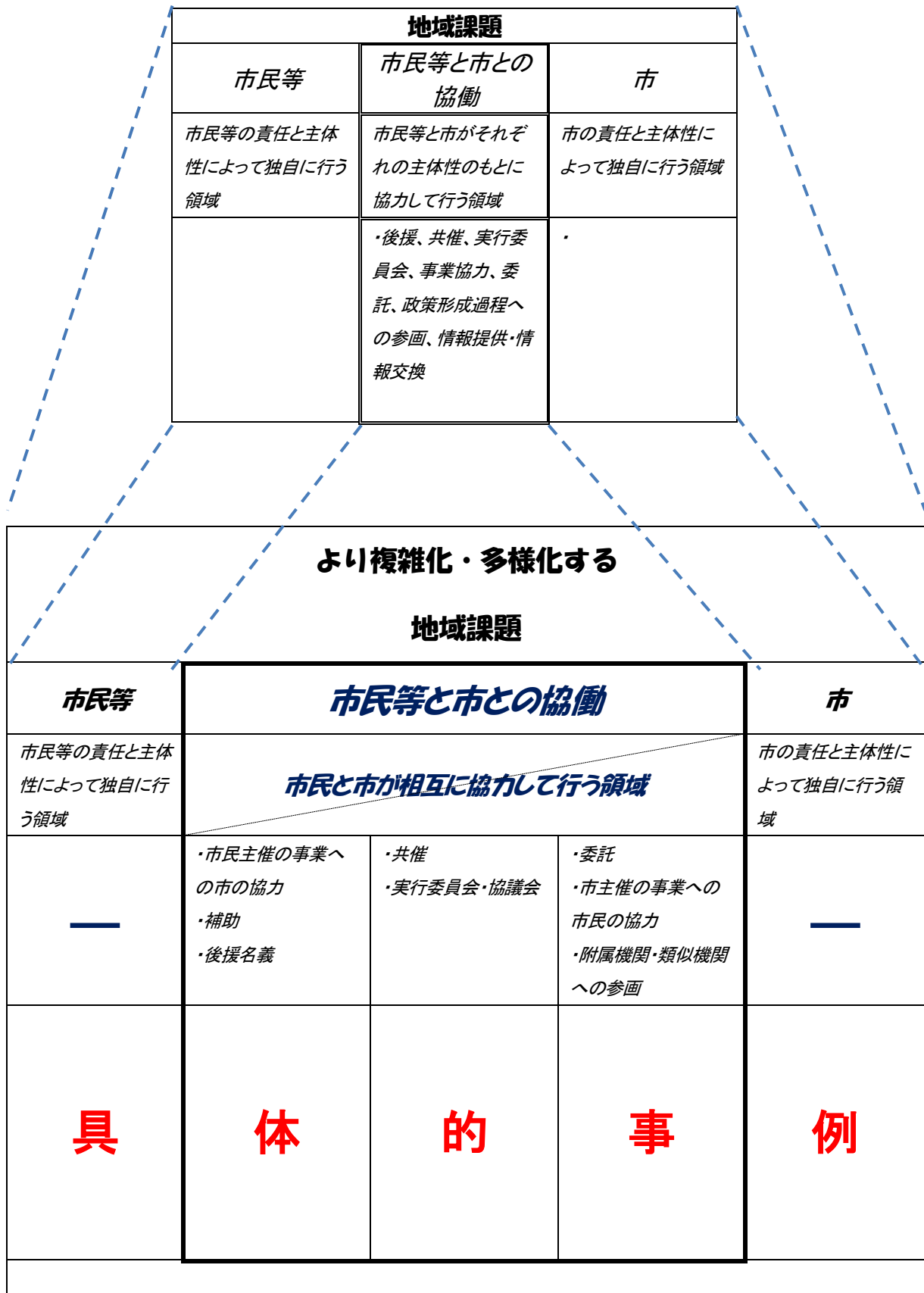
③ 協働により各活動団体等の特性が活かせるか

④ 上記①～③のほかにも、総合計画や各種計画との整合性、経費の妥当性等を総合的に判断し、協働事業で実施するかどうか決定

協働の主体間における共通認識として

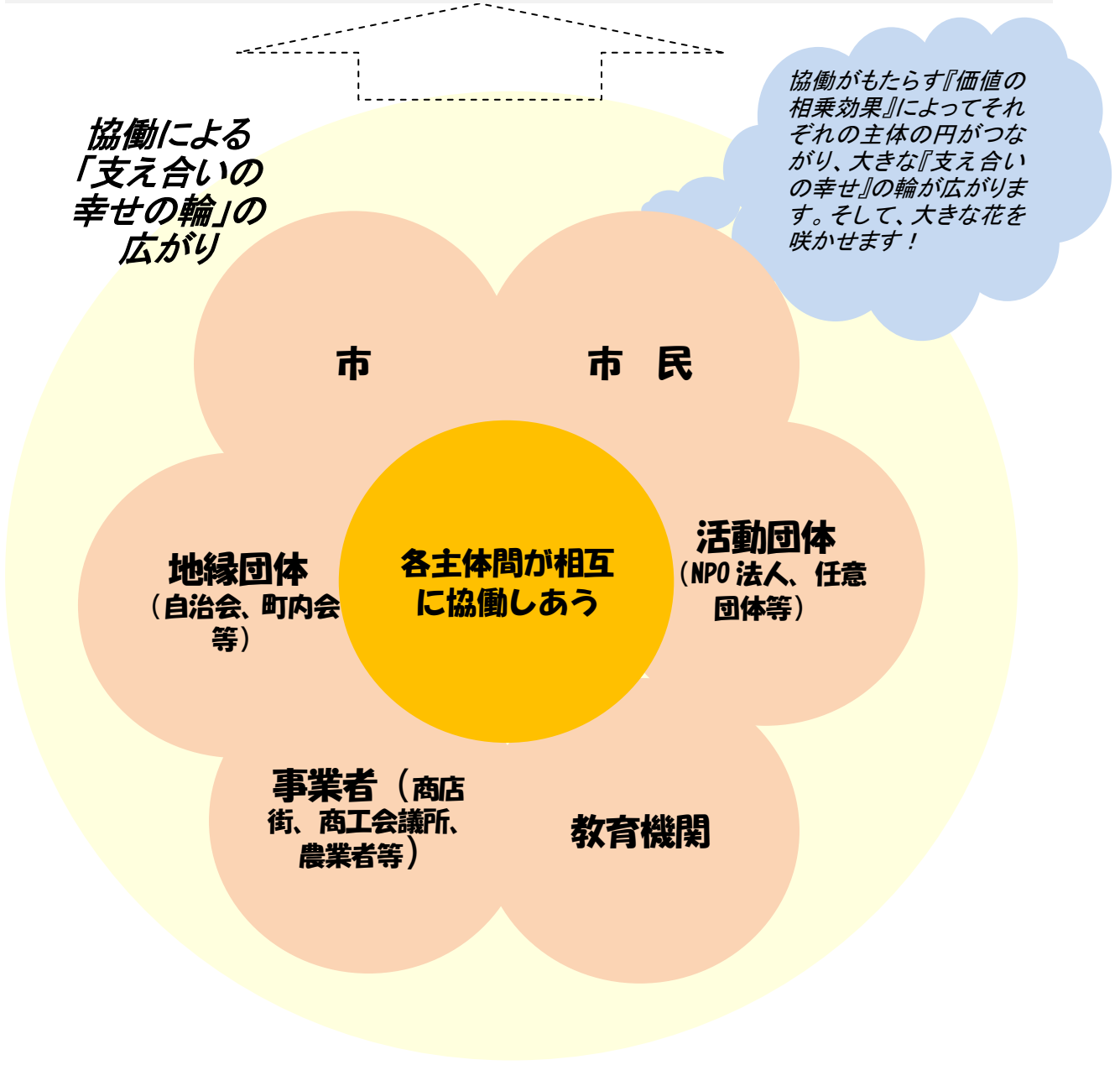
協働に適した事業領域は、社会の変化や市民のニーズに合わせて柔軟に考えていくべきものであるため、どのような事業を協働で実施するかを決定する「プロセス」が重要であることを知る。

II-5 協働にふさわしい領域②



Ⅱ-6 府中市が目指す協働の姿

<基本理念>
様々な特性を持った市民の協働による
「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現



Ⅲ 協働を推進するための基盤づくり ～協働を推進するための10か条～

基盤づくりその1

市民の意識醸成に努めます。

→「『まちの活動に自ら参加し、住みよいまちを創造する』意識の醸成」

基盤づくりその2

職員の意識改革・スキルアップに努めます。

→「協働に対する正しい理解と縦割り行政の弊害の除去」

基盤づくりその3

積極的な情報公開に取り組み、市民、各活動団体等と対話します。

→「市民、各活動団体等との情報の共有による信頼関係の構築」

基盤づくりその4

市民の自発的な活動等を協働へと「つなぐ」コーディネート機能の育成に努めます。

→「市民の自発的かつ継続的な市民活動の支援①」

基盤づくりその5

市民活動拠点施設を整備します。

→「市民の自発的かつ継続的な市民活動の支援②」

基盤づくりその6

市民等の寄附意識の醸成等に努めます。

→「市民の自発的かつ継続的な市民活動の支援③」

基盤づくりその7

協働事業提案制度（市民提案型・行政提案型）を整備します。

→「協働の推進に係る取組の進行管理等①」

基盤づくりその8

協働の推進に係る庁内組織や市民参加の協議組織等を設置します。

→「協働の推進に係る取組の進行管理等②」

基盤づくりその9

協働の質や効果をより高めるため、評価・検証の仕組みを整備します。

→「協働の推進に係る取組の進行管理等③」

基盤づくりその10

協働の取組を効果的・計画的に進めるため、行動計画を策定します。

→「協働の推進に係る取組の進行管理等④」